

令和7年度答申第14号
令和7年7月4日

諮問番号 令和7年度諮問第15号（令和7年6月5日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）賃確法2条は、この法律において「賃金」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）11条に規定する賃金をいう旨規定する。

賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受けた場合において、当該事業に従事する労働者

で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- （２）賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和５１年政令第１６９号。以下「賃確令」という。）３条は、上記（１）の「政令で定める期間」について、事業主が破産手続開始の決定を受けた場合には、当該事業主につきされた破産手続開始の申立てがあった日の６月前の日から２年間とする旨規定する。
- （３）賃確法７条並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和５１年労働省令第２６号。以下「賃確則」という。）１２条１号及び１３条１号は、破産手続開始の決定を受けた事業主の事業を退職した者であって、破産管財人の証明書の交付を受けることができなかったものは、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- （４）賃確令４条２項は、上記（３）の「支払期日後まだ支払われていない賃金」について、上記（２）の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労基法２４条２項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の６月前の日から賃確法７条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものの額の総額をいう旨規定する。
- （５）労基法２６条は、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の１００分の６０以上の手当を支払わなければならない旨規定する。

３ 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- （１）審査請求人は、Ｂ社（以下「本件会社」という。）の労働者であったところ、令和４年７月まで就労した後、同年８月の１か月間は有給休暇を取得し、その後は、本件会社の業務には従事していなかった。
（審査請求人への電話録取書、本件会社の代表者への電話録取書、本件会社の元従業員への電話録取書）
- （２）審査請求人は、令和４年１２月１４日、Ｃ公共職業安定所において雇用

保険の受給手続きを行い、同日付けで雇用保険被保険者資格を喪失した。

(未払賃金立替払関係事項の照会について(回答)と題する書面)

- (3) 本件会社は、令和5年6月2日、D地方裁判所に対し、破産手続開始の申立てを行い、同月7日、本件会社に対し、破産手続開始決定がされた。

(破産手続開始申立書、破産手続開始通知書)

- (4) 審査請求人は、令和6年9月17日、処分庁に対し、確認申請書(以下「本件確認申請書」という。)及び上申書を提出し、基準退職日を令和5年9月1日以降として、支払期日が令和4年7月31日から令和5年10月31日までの定期賃金合計337万8980円が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。

(本件確認申請書、上申書)

- (5) 処分庁は、令和6年11月11日付けで、本件確認申請に対し、基準退職日は令和4年12月13日であるとして、支払期日が同年6月30日、同年7月31日、同年8月31日及び同年9月30日の定期賃金合計93万1927円が未払賃金の額であること等を確認する本件確認処分をした。なお、確認通知書の備考欄には「住宅手当について、給与明細書から3万円と判断しました。支払期日令和4年10月31日以降分については、未払が確認できないため、一部不確認としました。」と記載されていた。

(確認通知書(控))

- (6) 審査請求人は、令和7年1月28日、審査庁に対し、本件確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、令和7年6月5日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、私が令和4年9月1日から同年12月13日まで本件会社で働いていたと認めたにもかかわらず、この間の未払賃金が認められていないため、本件確認処分の取消しを求める。

(審査請求書)

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 本件では、審査請求人が、令和4年8月1日以降に就労した事実は認められず、また、同年9月1日以降、労基法26条の「休業」に該当していた事実もないところ、処分庁が、同日以降の給与を未払賃金立替払の対象外としたことに対し、審査請求人が、処分庁が基準退職日と判断した同年12月13日まで未払賃金立替払の対象である旨等を主張していることから、本件確認処分の適否、特に実際の退職日について判断する必要がある。
- 2 上記1に関して以下の事実が認められる。
 - (1) 本件会社は、令和5年6月2日付けで、D地方裁判所に対し、令和4年7月頃に従業員全員解雇済みである旨を記載した破産申立てをし、令和5年6月7日付けで破産手続を開始する旨の決定を受けた。
 - (2) 審査請求人は、令和6年9月7日付けで、本件会社について入社が令和元年6月1日であると記載した本件確認申請書及び主にドライバーの業務に従事して令和4年6月から令和5年9月までの間の賃金が未払であると申し立てた上申書を処分庁に提出した。
 - (3) 審査請求人からは、上記(2)の上申書の添付資料として、本件会社から交付を受けた令和4年3月分から同年8月分までの給与明細書（以下「本件給与明細書」という。）が提出されているが、同年9月以降も雇用されていたことが分かる証拠書類は提出されていない。
 - (4) 処分庁は、令和6年11月11日付けで令和4年8月分までの給与額を未払賃金であると確認するとともに、同年9月分以降の給与額を不確認とする本件確認処分を行った。
 - (5) 審査請求人は、処分庁による調査において、令和4年7月に本件会社の代表者に対し、給与が払われなくなったので辞めたいと申し出たところ、待ってほしいと言われたため、同月末で一旦仕事は休止し、同年8月は有給休暇を取ることにしたと申し述べた。
 - (6) 本件会社の代表者は、処分庁による調査において、事業を令和4年7月で終わったこと及び審査請求人は同年8月からは仕事に来ておらず、その後も仕事があるか聞かれなかったため、退職扱いのつもりであったことを申し述べた。
 - (7) 審査請求人と同居していた同僚は、処分庁による調査において、審査請求人が退職前の令和4年8月に有給休暇を申請したこと及び本件会社が事業を再開したことは聞いていないことを申し述べた。
- 3 本件審査請求の論点は、上記1のとおり、本件確認処分の適否である。

- (1) この点、令和4年8月に審査請求人が有給休暇を取得したこと及び同年9月以降、審査請求人が本件会社で就労していたという事実はないことに争いはない。その上で、同月以降について、審査請求人が労基法上の「休業」に当たるかどうか論点となるが、本件会社の代表者から休業を命じられ、又は就労を拒否されたという事実は確認されないことから、労基法26条の「休業」に該当するとはいえない。
- (2) さらに、処分庁の補充調査、本件会社の代表者の申述及び審査請求人が令和5年2月20日に労基法104条に基づく監督機関に対する申告を行う際にA労働基準監督署に提出した申告書の記載によれば、審査請求人及び本件会社の代表者共に審査請求人は令和4年8月末日をもって退職したという認識で一致しており、同年9月以降、審査請求人は、本件会社の指揮命令下になかったことから、同月以降に労働日はなく、したがって、同月以降未払賃金は認められないと考えるのが適当である。
- (3) 以上により、本件確認処分に違法又は不当な点は認められない。
- 4 上記のとおり、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はないと認められる。

2 本件確認処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人の基準退職日について

本件確認処分は、処分庁が、審査請求人の基準退職日は、審査請求人が雇用保険被保険者資格を喪失した日の前日である令和4年12月13日であるとした上で、支払期日が、同年6月30日、同年7月31日、同年8月31日及び同年9月30日の定期賃金合計93万1927円が未払賃金の額であること等を確認したものである。

これに対して、審査請求人は、処分庁において、審査請求人が令和4年9月1日から同年12月13日まで本件会社で働いていたと認めたにもかかわらず、この間の未払賃金が認められていないと主張している。

上記第1の3(1)及び(2)のとおり、①審査請求人は、本件会社で令和4年7月まで就労した後、同年8月の1か月間は有給休暇を取得し、その後は、本件会社の業務には従事していなかったこと、②同年12月14日、C公共職業安定所において雇用保険の受給手続を行い、同日付けで

雇用保険被保険者資格を喪失したことから、少なくとも同日には、審査請求人に退職の認識があったと判断できる。よって、基準退職日を同月 13 日とした処分庁の判断は妥当である。

(2) 未払賃金の額について

次に、処分庁の確認した未払賃金の額が適正であるかについて検討する（なお、本件審査請求に係る諮問説明書及び審理員意見書によると、この点について審査庁及び審理員が検討した形跡はうかがわれない。）。

処分庁が提出した弁明書によると、審査請求人に係る未払賃金の額については、要旨以下のとおり算定したとのことである。

ア 審査請求人の労働条件について

審査請求人から提出された本件給与明細書によると、同年 5 月分以降の基本給が、同年 3 月分及び同年 4 月分の基本給よりも 2 万円減額され、立替経費が 2 万円増額されていたが、変更された経緯が不明であり、また、審査請求人は、賃金の変更に同意していない旨申し立てていることから、同年 5 月分以降についても、それ以前と同じ所定賃金額であったものと推定し、基本給 20 万 4 0 4 6 円、定額残業手当 7 万 5 9 5 4 円及び住宅手当 3 万円の合計 31 万円を所定賃金額と判断した。

また、本件給与明細書には、翌月の 25 日が支払日として記載されていたが、本件確認申請書には、翌月末日が支払日として記載されており、審査請求人から提出された銀行口座の入出金明細書（以下「本件入出金明細書」という。）を確認したところ、賃金の全額が支払われていたのは、令和 4 年 1 月 31 日、同年 2 月 28 日、同年 3 月 31 日及び同年 4 月 28 日とおおむね月末であったことから、所定支払日は、翌月の末日と推定した。

イ 未払賃金の額について

(ア) 確認の対象期間について

本件給与明細書及び本件入出金明細書を突合したところ、未払があるのは、令和 4 年 6 月支払期日分以降であった。

基準退職日（令和 4 年 12 月 13 日）から 6 か月前の日以降の支払期日が到来する賃金は、同年 6 月支払期日分以降である。

したがって、確認の対象期間は、令和 4 年 6 月支払期日分から基準退職日までの期間（以下「本件確認対象期間」という。）である。

(イ) 未払賃金の総額について

本件確認対象期間を審査請求人が就労していた時期と就労していない

時期に分け、さらに、就労してない時期につき有給休暇を取得していたと主張する時期と休業していたと主張する時期とに分けて検討する。

A 審査請求人が就労していた時期

- a 審査請求人に係る労働時間等の記録は確認できなかったが、令和4年5月1日から同年7月31日まで審査請求人が就労していた事実につき、審査請求人及び本件会社の代表者の間に争いがないことから、この間審査請求人は、少なくとも所定労働時間は働いていたものと推定した。
- b 本件給与明細書及び本件入出金明細書を突合したところ、令和4年4月支払期日分まで、賃金は不足なく一括で支払われていたが、同年5月支払期日分以降は、分割での支払が認められたこと及び同年6月30日支払期日分から未払が生じていたことを確認した。
- c 所定支払期日を遅れて支払われた賃金について、支払期日が古い債権から順番に充当して計算した(令和4年5月31日に15万円、同年6月30日に23万3947円、同年7月8日に2万円、同月29日に10万円、同年8月10日に5万円の合計55万3947円が支払われているところ、当該金額では、同年5月31日支払期日分は充足するものの、同年6月30日支払期日分については1927円不足していると認められる。)。

以上のことから、令和4年6月支払期日分の一部(1927円)、同年7月支払期日分(31万円)及び同年8月支払期日分(31万円)が未払賃金であると確認した。

B 審査請求人が有給休暇を取得していたと主張する時期

- a 令和4年8月に審査請求人が有給休暇を取得した事実につき、審査請求人及び本件会社の代表者の間に争いがない。
- b 審査請求人は、本件会社に入社してから、令和4年8月時点での勤続年数は3年2か月であり、有給休暇に関して、直近の2年間の法定の付与日数は23日であった。これは、審査請求人の1か月分の所定労働日数に相当する日数である。
- c 本件給与明細書の令和4年8月分には、1か月分の賃金が満額記載されていた。

以上のことから、令和4年9月支払期日分は、審査請求人が有給休暇を取得していたものと判断し、その全額(31万円)が未払賃金

であると確認した。

C 審査請求人が休業していたと主張する時期

審査請求人は、本件確認対象期間のうち令和4年9月1日以降について、就労していなかった事実を認める一方、待機していた旨主張する。このため、当該待機が、労基法26条に規定する休業手当が支払われるべき使用者の責に帰すべき事由による休業に該当するかについて検討する。

なお、労基法26条の休業手当は、同法11条及び24条2項の賃金に該当する。

この労基法26条の休業手当の支払に該当する「休業」とは、労働者が労働契約に従って労働の用意をなし、しかも労働の意思をもっているにもかかわらず、その給付の実現が拒否され、又は不可能となった場合をいい、特定の労働者に対して、その意思に反して、就労を拒否するような場合も含まれる（厚生労働省労働基準局編「労働基準法上（令和3年版）」385頁参照）。

審査請求人が令和4年9月1日以降本件会社の代表者から休業を命じられた（待機させられていた）事実は認められず、また、本件会社が審査請求人の就労を拒否した具体的な事実も認められないことから、休業手当が未払であるとは認められなかった。

以上のことから、未払賃金の対象期間は、令和4年5月1日から同年8月31日までであり、未払賃金の額として、①同年6月支払期日分の一部（1927円）、②同年7月支払期日分（31万円）、③同年8月支払期日分（31万円）及び④同年9月支払期日分（31万円）の合計93万1927円と確認した。

ウ 当審査会において、上記ア及びイについて確認したところ、処分庁が認定した事実に特段不合理な点は認められず、処分庁の確認した未払賃金の額は適正であると認められる。

(3) 上記(1)及び(2)で検討したところによると、本件確認処分に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

(1) 本件では、審査庁及び審理員において、処分庁の確認した未払賃金の額が適正であるか否かについて検討した形跡がうかがわれない（上記2(2)）。

本件確認処分のように、未払賃金の額を確認する処分において、確認された金額に間違いのないことは、審査請求人にとって重大な関心事項であり、本件確認処分の中核をなすものである。処分庁は、上記の未払賃金の額が適正に算定されているかにつき弁明しているのであるから、審査庁及び審理員において、上記未払賃金の額が適正であるか否かを検討する必要があった。

- (2) 本件確認処分の確認通知書の備考欄には、「支払期日令和4年10月31日以降分については、未払が確認できないため、一部不確認としました。」と記載されているが、このような記載内容では、審査請求人が令和4年9月1日以降本件会社において就労しておらずそもそも賃金が発生していないのか、あるいは同日以降分の賃金は既払となっているのか判然とせず、具体的な事実の記載が不十分である上、根拠法条の記載がされておらず、審査請求人の不服の内容に照らしても、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項が求める理由の記載として十分とはいえない。

行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない（行政手続法8条1項）と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるのであるから、本件確認処分の確認通知書における不確認の理由の記載については、未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）とは労基法24条2項本文の賃金であることが要件の一つであることを根拠法条とともに示し、その上でその要件が満たされていないことを具体的に示すことが求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。
よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一